

# 大分県報

令和六年  
号外（三三）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 企業局管理規程

大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………一  
大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正……………二

### ○企業局管理規程

大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

大分県企業局管理規程第八号

### 大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

**第七条** 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県公営企業管理者が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

令和六年三月二十九日

### 第一号様式中

1 文書及び図画 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	2 録音テープ及びビデオテープ専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	3 その他の電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写し <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付
---	---	--

### □ 閲覧・視聴

- 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
- 電磁的記録媒体に複写したものの交付

「電磁的記録」を「公開の実施の方法」及び「事情」を「事情等」に改める。

第二号様式中「時 分」を「時 分から」に改め、同様式の注1中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「時 分」を「時 分から」に改め、同様式の注3中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

### 第九号様式中

公開を実施する日	年 月 日	年 月 日
----------	-------	-------

公開を実施する日時	年 月 日 時 分	から
-----------	-----------	----

### 附則

#### （施行期日）

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

大分県報号外（企業局管理規程）

（経過措置）

2 この規程による改正前の大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

大分県企業局管理規程第九号

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年大分県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

第六条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（奨励手当の額）

第六条の二 第二条第一項及び前条第一項の職員に対して支給する奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、企業局長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する奨励手当の額の総額は、第二条第一項又は前条第一項の職員の奨励手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項の奨励手当基礎額は、企業局長が定める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。